明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（二二一）　二

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（二二二）　四

〔告　示〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件の一部を改正する件（**総務**四三三）　五

○市町の境界変更の件（**同**四三四）

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三八九）

○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**二〇、二一）

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**厚生労働**四〇一）

○有機農産物の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**一一八〇）　六

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の一部を改正する件（**同**一一八一）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の一部を改正する件（**同**一一八二）

○保安林の指定をする件（**同**一一八三～一一九九）　八

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一二〇〇、一二〇一）

○弟子屈飛行場の供用を廃止する件（**国土交通**九五四）　九

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**九五五）

○航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示の一部を改正する件（**同**九五六）

○航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示の一部を改正する件（**同**九五七）

○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件（**同**九五八）

○成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**九五九）　一〇

○航路標識に関する件（**海上保安庁**二三四～二四一）

〔人事異動〕

内閣　人事院　内閣府　最高裁判所　一二

〔資　料〕

閣議決定等事項　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二二一号）（経済産業省）

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二一年法律第七二号）の施行期日は、平成二一年八月二八日とすることとした。

◇エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（政令第二二二号）（経済産業省）

1　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二一年法律第七二号。以下「法」という。）第二条第一項第三号に規定する燃料製品を、揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス、可燃性天然ガス製品及びコークスとすることとした。（第一条関係）

2　法第二条第一項第三号に規定する製造に準ずる行為を、揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス及びコークスについては第三者に委託して製造すること又は輸入すること若しくは第三者に委託して輸入することと、可燃性天然ガス製品については第三者に委託して製造することとした。（第二条関係）

3　法第二条第二項に規定する原油等から製造される燃料を、揮発油、灯油、軽油、重油、石油アスファルト、石油コークス、可燃性天然ガス製品、コークス、コールタール、コークス炉ガス及び水素（原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭に由来するものに限る。）とすることとした。（第三条関係）